

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング (2 7) 」

2. 日 時 : 令和 4 年 3 月 3 1 日 (木) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 5 0 分

3. 場 所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

石井企画調査官、中野上席安全審査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他 2 1 名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※ 令和 4 年 1 月 2 1 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

※ 令和 4 年 3 月 2 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

※ 令和 4 年 3 月 4 日 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

- ※ 令和4年3月9日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和4年3月11日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和4年3月16日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和4年3月18日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和4年3月23日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和4年3月25日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	ただいまから、3月31日のRFSの設工認申請に関するヒアリングを始めます。
0:00:11	初めに申請違うから、出席者の説明をお願いします。
0:00:17	はい。RFS東京事務所です。東京事務所から9名参加しております。その他に東京電力から芝グループマネージャー1名がいらっしやってます。
0:00:33	その他にウェブで日本原子力発電の高田さんが参加されております。
0:00:40	東京は以上です。物は次お願いします。
0:00:44	はい。こちら三つ本社です。武藤佐川アカサカセンター長含め、技術が9名出席しております。
0:00:51	以上です。
0:00:58	はい。規制庁赤石です。ありがとうございます。
0:01:03	では、本日のヒアリングコメント回答について等、
0:01:10	こちらからちょっとコメント等していきたいと思うんですけども、
0:01:15	患者さん順番って、
0:01:17	どうしますか。
0:01:21	はい。規制庁の河村です。それではコメント回答を順次していきたいと思うんですけどもまず初めに、申請書の記載内容について尾崎の方からコメント申し上げますので、
0:01:35	衛藤オザキさん、よろしく願いいたします。
0:01:40	規制庁脇です。
0:01:42	私の方からちょっとまず冒頭申請書のですね今後何点か補正されると思うんですが、その際に合わせてちょっと形式的なところではあるんですが、
0:01:54	追記なり修正いただければと思いますっていうところで何点かコメントしたいと思いますまず1点目の基本、4ページ目の案なんだっけ、変更の理由とか、
0:02:05	申請の一覧表とかあるあそこがメインですけど、
0:02:11	まずですねちょっと今中で、内部でですねだ班との打ち合わせをやってる中でですねその場の
0:02:23	先行するですね施設との
0:02:27	整合っていう観点からですねちょっと変更理由をですね、若干
0:02:33	スマートにというかですね書いた方がいいんじゃないかっていうことがあったので、まず1点目の確認なんですけど、今なお書きで書かれてるですね、工事に時間を要し、優先して行うっていうのは確かに実情が最もなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	ちょっと何かそこの他の先行例っていうかですねそういう書き方ではなくてですね要する時間、工事に要する時間を、期間を踏まえた上で段階的に進めるためみたいな記載になってるんで、
0:03:03	まずそういったちょっと合成の際にですね利用修正いただけますでしょうかというのが一つ目です。
0:03:11	いかがでしょうか。
0:03:15	はい。あれスギヤマです。趣旨了解です。1点だけ段階的という言葉は、衛藤分割は何回もあるというイメージなんですけども、今回、RFSは2回なんですけど、
0:03:27	段階的という言葉を使った方がよろしいですか。
0:03:30	そこわーわかりますけど一応一番二段階にもなるかなと思ってそこはあんまり違和感を感じませんでした。
0:03:41	はい。安部将スギヤマです。対処いたしました。
0:03:46	続いてこれはちょっともう週次上の話なんですけど、今ここにある表にも分割申請っていう言葉が書かれているんですが、
0:03:58	阿曾野呂、原子炉等規制法上はですねその変更認可は、
0:04:05	分割申請っていう規定が明記はされてない。
0:04:09	ですと、されてるのはあくまでその新規申請部分のみですんで、そこであらぬ誤解を生まないようにですね今分割申請でですね書かれてる。
0:04:19	文言はその時にはですね変更申請っていう形にですねきちんと整合するように直していただければと思います。多分その4ページの表とかですね。
0:04:30	等、
0:04:32	232とか235とか検索すれば出てくると思うんですが、3ヶ所ぐらい、
0:04:38	分割申請って言葉がありますのでそこは変更申請という言葉に、実態に沿うようにして直していただければと思います。これが2点目です。
0:04:55	はい。あれスギヤマで拝聴いたしました。以上です。
0:05:01	続いてこれも3点目なんですけど、
0:05:06	これ以前その次、今回の申請対象設備でですね変更があるものないものっていうのは一覧表で出していただけてますという状況ではあるんですが、
0:05:19	申請書上はですねちょっとあまりそこが表に、明確には見えてないっていう。
0:05:27	ところですのでちょっと1工夫していただけないかなあと思ってます。具体的にはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	要求 10 個ね本文レベルの設計でその基本設計方針ですとか、要目表でいずれも変更がない、申請対象設備がですね例えば今、
0:05:49	表示していただいている 3-1 票の中で、
0:05:53	どれなのかっていうのをですね何かアスタリスクをつけるとかですね何か一目でわかるような形にさせていただけると、見やすくなると思いますのでその際にご検討いただけますでしょうかというのが 3 点目ですがいかがでしょうか。
0:06:10	はい。RS スギヤマです。江藤。今のところでちょっと確認をさせていただきたいのですが、
0:06:17	本文のところの基本設計方針と要目表。
0:06:21	これが各々変わったところがわかるようにしたほうがいいですか、それとも本文が変わったという一つのまとめで、表示できるようなものにすればよろしいでしょうか。
0:06:32	よろしくお願いします。
0:06:40	とですね
0:06:43	すごい。
0:06:47	す。そうですね変更を。
0:06:51	またちょっと後でコメントしようと思ってるんですが変更箇所はですね変更箇所でも明記していただきたいと思っておりますので、ここではまずその全く、要求事項も変わってなくて本文レベルでも、その設計の変更がないものっていうのは、
0:07:09	どれになるのかっていうのをちょっと明らかにしていただきたいなっていうのがここでちょっと申し上げたいところです。
0:07:18	はい。それがわかれば、フォーマットはと言いません。
0:07:24	はい。RS スギヤマです。ちょっと要求事項ができませんけどもちょっと一度作ってみまして確認をいただきたいと思えます。以上です。
0:07:34	以上です。はい。ありがとうございます。続いて最後の点でこれは先ほど申し上げました話と逆の話でして、
0:07:45	先ほど最初に表示してもらってました 4 ページ目が対象設備、表のところに戻っていただきたいんですけど新ステーションですね。
0:08:00	そこでですね、これ、
0:08:05	今、その下のところに、対象設備で、
0:08:10	計測する制御系統施設とか廃棄施設とか
0:08:16	それを箇条書きにされてるんですけど、ここにですね、例えば、
0:08:24	今回メインである使用済み燃料貯蔵設備本体の金属キャスクについては、もうちょっと言葉を補っていただいでですね、タイプ 2 を新たに設置して、耐震評価を行うとかですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	新たに設置、設計に変更があるやなしやっということですね、変更なくても、何らかその耐震評価等をやるのか。
0:08:50	そうですねそういった要素をですね、ちょっとここに箇条書きでいいので、設備区分ごとにですね、もうちょっと書き下していただきたい。
0:09:01	ていうのが、4点目のコメントです。恐れ入ります。イメージがちょっとわからないと思うんですが、
0:09:09	参考にさせていただけるような資料としてはですね直近だと我々のその学年等審査部門の
0:09:20	方からですね原燃濃縮のですね審査を、認可を認可したっていう事例が2月、
0:09:30	2月4日にありますその審査書にですね、
0:09:34	申請の概要というところで
0:09:37	丸々設備について、これこれ行っというようなものが書かれています。そういったものをちょっと参考にいただいてですね、今申し上げたようなちょうど設備本体であればそれに、
0:09:50	設計の変更があるのかね。あれば、それに対応してということを行うのかっていうのをですね、簡潔に、それぞれの設備区分でですね、
0:10:01	概要をここに書いていただけないでしょうか。追記いただけないでしょうかっていうのが4点目のコメントです。
0:10:13	はい。あれ杉山です。今おっしゃったことわかりましたので一度こちらで作っています。作った上で、内容或いは考え方で、
0:10:24	間違いないかどうかという確認をお願いしたいと思います。以上です。
0:10:29	規制庁尾崎ですありがとうございます。ちょっとまた作っていただいてですね、こちらで確認させていただければと思います。私の方から今日のコメントは以上です。
0:10:39	澤村。資料送ったので、ちょっと
0:10:50	規制庁河村です。よろしければ続いての案件に移りたいと思います。続いて本日、専門検査の方からも、出席していただいておりますので、コメント回答の3月9日に提出していただきました。
0:11:09	コメント回答No. 0209-14 ということで
0:11:14	厳然を参考に工事の方法等まとめていただいた資料があると。
0:11:18	思うんですけどもこちらへのコメントの方、お伝えさせていただければと思います。
0:11:25	私の方から何点かコメントの方ございます。
0:11:31	当資料中確認してて気になった点でございますが、衛藤3ページ目4ページ目、工事の手順のところに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:41	通信連絡設備であったり、化学泡消火器というのがあって、工場製作っていうのがあるんですけども、こちらは、おそらく一般に売られてる。
0:11:53	一般産業機器を購入して取りつけるだけなのかなと思ってんですけども新たに製作するものなのではないでしょうかというのをちょっと回答いただきたいと思ってます。
0:12:05	二つ目なんですけども、これ対応していただいても対応されなくても結構なんですけども、
0:12:15	7ページ目から18ページ目、工事フローがございまして、
0:12:20	工事フローの中で一応、工場検査であったり搬入っていうのが示されてるので、ある程度はわかるんですけども、どこからどこまでが工場で、どっからどこまでが発電所に物があって、
0:12:34	どっからがRFSの敷地内での活動なのかっていうのが、わかりやすく、昔のRFSさん
0:12:43	設置時の設工認能フローみたいな感じで、工場であったり現地みたいなのを示さなくていいかどうかちょっと検討していただきたいと考えてます。
0:12:54	3点目のコメントなんですけども、1ページ目3ポツであったり28ページ目とか、何ヶ所か出てくるんですけども、
0:13:05	様式8というものができて様式8により整理するっていうのがあるんですけども、
0:13:11	登用月初というのがちょっとこの資料中でわからない状態ですので、それーが何かというのは示していただきたいと考えております。
0:13:21	4点目でございますが、29ページ目、添付4の2ポツ2があります。
0:13:31	この
0:13:33	中でケースの丸損っていうのがございまして、
0:13:40	何かっていうと、
0:13:42	以前からの基本設計方針から変わってませんよという、言ってるもNOになります。一般的に考えますと以前の認可から変更がないのであれば、
0:13:53	それについては使用前検査とか、すでに申請されて検査要領書も確定されているので、
0:14:01	普通に考えますと新しくその基本設計方針検査みたいなのでいらないのかなとは思うんですけども、
0:14:09	今回これーについても検査を行うって言うのは、
0:14:16	その対象設備も使用前検査期間中で、まだ検査が終わってないということで、横並びを取ったためと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:24	そういった理解でよろしいかどうかというのを回答していただければと思います。
0:14:31	5点目なんですけどもちょっとこれ私この施設のキャスクについては何か
0:14:42	一旦設工認受けて、使用前、
0:14:45	下、確認を受けた後は事業者検査で行いますというのを伺ってまして、型式のような運用をしましょうと言った古藤で合意が図られてるみたいなことは聞いておるんですけども、審査会合でそういった話はされてはあったんですけども、
0:15:05	半分ちょっとまだ口約束みたいなイメージを持ってまして、どっかでちゃんと合意しとかなきゃいけないだろうと思っております。
0:15:18	何て言うんですかね。
0:15:20	そういった意味で、今後の1期目で使用前確認を受けてそれ以後は確認を受けずに、使用前事業者で運用することについて、
0:15:32	ちょっと説明していただければと思っております。イメージとしては
0:15:38	発電機の事業規則の第8条ですかね。
0:15:43	認可を要しない工事1日なのがあると思っております。素行に準ずるような運用なのかなと思っております。型式だけで言いますと、
0:15:56	貯蔵事業者に関して型式が使えるのってキャスクのみだと思っております。この施設の場合はキャスクに付随して貯蔵が大であったり、計測系、
0:16:08	温度計やあ、圧力計も同じものをどんどんどんどん新しく設置していくと思っててそれに対しても事業者検査がくっついてくるので、それをし、そういったことを、
0:16:20	やっていくには、何かしらの根拠条文をもって、認可であったり使用前確認を不要という整理を進めなきゃいけないと思っております。
0:16:30	これが5年10年ってどんどん続いていくので、どっかで
0:16:37	何て言うんですかね、手戻りが生じないようにそういった考え方は、きっちり固めておいて、固めて、
0:16:45	お互い2、共通の理解を持っておきたいと考えておりますのでその説明をお願いいたします。
0:16:53	6点目ですけども、
0:16:57	基本設計方針検査について資料中の第3ポツ、5-1表、個別要求種別に対する確認項目及び確認視点で、
0:17:10	これが説明されてないんですけども、記載も0なのかどうかちょっと説明をいただきたいというものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	7点目ですけれども同じく、基本設計方針検査について、3ポツ5-2表の中で、
0:17:27	各検査項目で確認できない項目を対象とするとしていますが、具体的な検査項目、
0:17:35	具体的事例ですね、どういった検査を行うのか示していただきたいと、いうことになります。
0:17:41	私の方からこの資料については、以上7点になります。
0:17:49	はい。RSむつの杉山です。今いただいた内容につきまして、こちらの方で回答できる文章を作りまして、コメント回答、
0:18:01	したいと思っております。
0:18:05	ちょっとわからないところがありましたらまたご相談させていただきたいと思います。以上です。
0:18:13	規制庁河村です。よろしく願いいたします。では続いてこの資料について早川さん、コメントお願いできますでしょうか。はい。規制庁、早川ですけれども、私の方から6点、気づいたことを述べさせてもらいます。
0:18:31	まず、1ページに書かれてる、2ポツの変更の工事の中で、
0:18:38	物理的な工事は実施しないと記載されておりますが、わざわざ物理的なという言葉を使った。
0:18:50	意味がちょっとよくわからないので、必要がなければ、特にいらないのではないかと思います。
0:18:57	2点目ですけれども、
0:18:59	1ページの変更の工事、括弧新設のところで、
0:19:06	キャスクの本体ですねそれと貯蔵架台、
0:19:11	それと計測制御設備の蓋加圧力検出器、あと、
0:19:16	表面温度検出器、これを新設にしてるんですけれども、もともと既認可の部分であるにもかかわらず、
0:19:28	これを新設にしている理由を教えてください。
0:19:33	能登、あと、表紙に書かれてる言葉の使い方なんですけれども、新設と審議、その記載の使い分けが、どうなのかなというコメントです。
0:19:46	3点目、3ページになりますけれども、添付1の(5)代替計測いう計測用計測器について、
0:19:58	準備するという記載になってますけれども、準備するという表現よりかは、配置するんですかね。
0:20:08	そちらの表現の方がよろしいのかなというコメントでございます。
0:20:14	4点目ですけれども、3ページ添付1の全体的な記載の中で、
0:20:21	新規に設置するという記載と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:24	追設するという記載がございます。これの使い方について教えていただければと思います。
0:20:32	5点目ですけれども、7ページから18ページにかけて補足ず、
0:20:40	がございます。その中の注記の中で、検査の名称なんですけれども、材料検査とか、外観、
0:20:50	据付検査という記載がございます。これらの検査については、規則上1号検査に相当します。1号検査としてはですね、
0:21:02	構造強度または漏えいに係る検査という記載をしてるということで、その辺の補足説明の図の中での、
0:21:12	名称の統一を図っていただければと思います。
0:21:17	最後の6点目ですけれども、18ページですね、補足図12なんですけれども、これが本文との呼び出しがされてないということでその辺の記載もちゃんと
0:21:32	見ていただければと思います。以上早川から以上6点、よろしく願いいたします。
0:21:41	はい。RFSむつの杉山です。今いただきましたコメントにつきましてコメント回答資料をもって、回答させていただきたいと思っております。
0:21:53	以上です。
0:21:54	規制庁早川です。よろしく願いいたします。
0:22:03	規制庁の川村です。衛藤、こちらの資料についてはこちら、規制庁側からのコメントについて以上になります。
0:22:14	では続きましてですけれども、前回同様ですね、私の方から回答了承とする案件について、まず先に読み上げさせていただければと思います。
0:22:30	よろしければ、じゃあ、
0:22:35	どんどんとお伝えいたします。まず1点目5条関係、臨界防止関係で、3月2日にいただきますコメント回答No. 0209の16番、
0:22:49	ボロン密度の件ですけれどもこちらいただいた回答で了承いたします。
0:22:55	続いて、
0:22:58	7条地震関係ですけれども、3月2日のコメント回答No. 0209-68番。
0:23:07	ていただきました。途中政治強い遮へい材カバーの協力に関する件ですけれどもこちらいただいた回答で了承いたします。
0:23:19	それから3月11日付のコメント回答No. 0209-69番。
0:23:25	CSの欠カーの記載についてですけれどもこちらいただいた回答で了承いたします。
0:23:32	続いて3月9日のコメント回答No. 020K-70番、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:40	解放基盤面からの2、
0:23:45	入力地震動の作成に関する件ですけどもこちらについてもいただいた回答で了承と。
0:23:51	いたします。
0:24:09	7条関係については以上ですかね。
0:24:22	続いて八条の方に移らせていただきます。
0:24:29	と8条に、津波に移りまして、3月25日のコメントカットナンバー0113-15の甲斐1、
0:24:40	左辺扉の閉運用についてですけどもこちらでもいただいた回答で了承といたします。
0:24:48	8条は以上でして、続いて十四条。
0:24:54	に移らせていただきます。
0:24:57	十四条の材料構造ですけども、
0:25:00	2月25日付の、0209-28番、
0:25:07	当貯蔵架台への衝突時か15時、こちらでもいただいた回答で了承といたします。
0:25:15	それから3月11日付けの0209-29番。
0:25:21	シール部の許容力くうですけどもこちらについてもいただいた回答で了承いたします。
0:25:29	続いて2月25日付の、0209-3209-33。
0:25:38	ですけどもこちらでもいただいた回答で了承といたします。
0:25:43	続いて3月2日0209の31番。
0:25:48	こちらでもいただいた回答で了承。
0:25:52	それから3月11日系図11日付けの0209-32番。
0:25:59	H
0:26:02	とこちらでもボロン濃度の件についてはいただいた回答で了承。
0:26:08	それから、
0:26:11	3月16日付の、020件の34番についても了承といたします。
0:26:20	十四条関係については以上になります。
0:26:28	続きまして16食う上、除熱関係についてお伝えいたします。最初に3月16日付の、
0:26:38	回答No. 1206の11番。
0:26:43	FLUENTの解析の件ですけどもこちらでもいただいた回答で了承といたします。
0:26:50	3月2日付、コメント回答ナンバー020件の18番で、構造計算を行う部位ごとの結果についてもいただいで回答と、
0:27:01	了承いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	除熱関係については以上になります。
0:27:09	続いて18条放射線管理関係ですけども、3月23日付コメント回答No. 0209-4145の甲斐1、
0:27:22	Aと表示設備の整合性の件ですけどもこちらもいただいた回答で了承といたします。
0:27:32	18条は以上ですって続いて21条の遮へいになります。
0:27:38	遮へいですけども、
0:27:47	RFSさんのコメント管理ナンバーで1206-07番としているキャスクの新しいライブラリでの評価の件ですけども、
0:27:57	こちらもいただいた資料で了承といたします。
0:28:01	続いて、3月4日のコメント回答No. 020件、27番、
0:28:07	コンクリートの健全性評価の記載についてですけども、こちらも回答を了承と。
0:28:14	いたします。
0:28:18	いただいた回答で了承とする案件については以上になりますけども何か、RFS側からございますでしょうか。
0:28:32	原へ東京事務所です。特にございませんありがとうございます。
0:28:41	はい。規制庁河村です。承知いたしました。それではまた、
0:28:48	戻りまして新規のコメントのほうをお伝えさせていただければ余震期のものと追加のコメントですね。
0:28:58	についてお伝えさせていただければと思います。
0:29:02	まずは、7条の地震関係からになりますけども、7条関係ヨシムラさんお願いしてよろしいでしょうか。
0:29:14	規制庁の吉村です。私の方から7条関係で、
0:29:20	ちょっと2件ほど、
0:29:23	再コメントになりますけど、
0:29:30	今から申し上げますので確認させていただきたいと思います。
0:29:38	まず1点目なんですけどこれRFSさんの管理番号で言いますと0209の64番。
0:29:48	3月9日にご回答いただいたやつで、
0:29:54	内容はですね、
0:29:58	波及的影響を、
0:30:01	行為のすべき、施設の
0:30:07	今回申請時さ飯野な、ちょっと記載の内容に関わる話なんですけど、
0:30:14	それについてコメントをさせていただきました。回答いただきましたが
0:30:19	ちょっと回答内容を読みますと私のコメントの趣旨C、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:22	がちょっと伝わってなかったような感じがしますので、
0:30:26	もう1回ちょっと、かいつまんで具体的に私のコメント値の趣旨を説明したいと思います。
0:30:35	私の方ここに関するコメントはこれは
0:30:40	附属書類の5-3、5-1-3の4項に波及的影響の設計対象とする、下位クラスの施設の耐震設計方針、
0:30:51	というのがあってその中で波及的影響を及ぼす。
0:30:57	建物とか設備キーの、
0:31:03	選定の内容について記載されてます。これは関連する補足説明書でも同じような内容になってるんですが、
0:31:11	この記載内容で、実質的には
0:31:16	さっき言った景況の評価の結果貯蔵建屋以下6件を確認対象として抽出したという、
0:31:24	選定経緯等を結論になってるんですが、
0:31:27	このうちですね私の言ったコメントの趣旨はですね、
0:31:31	例えば貯蔵建屋については、これは許可の段階で、
0:31:36	すでにSクラスの金属キャスクの間接支持構造物に、
0:31:40	該当すると。
0:31:42	いうふうに、その時に指定されてます。それからクレーンとか搬送台車は同じく、
0:31:48	総合影響のある設備ということで、これらは基本的にはJ E A Gの4601の、
0:31:56	設備区分に従った分類に従って、
0:31:59	規定されてるわけですけど、この時点でいわゆる審査書、新、許可が、の段階ですすでにこれは3件については、
0:32:12	Sクラスに対する、Sクラスのキャスクに対する波及的影響の確認対象。
0:32:18	というふうに、すでに
0:32:23	確認されてます。ただし検査課題以下の3点についてはおそらく今回の検討の中で、波及的影響を検討して抽出されたものだと思います。
0:32:35	ただ、このやろ、6件がですね先ほど私が申し上げた今回の設備の説明の中で、
0:32:42	同様に今回説明テキスト、今回の検討で抽出されたように、記載が読めますので、
0:32:50	このような件、選定の経緯をよく確認し理解した上で、
0:32:57	記載内容を見直していただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:00	本件に関しては基本的には記載ない記載の仕方に関するコメント ですので、
0:33:08	それによって、よって回答いただくのと補正で反映をしていただ ければ結構だと思います。
0:33:16	1点目は以上です。
0:33:22	入り財布燃焼度分布です。コメントの趣旨については、いっぱい 出しました。
0:33:28	ちょっと修正箇所にとちょっと確認をしたいんですけども、
0:33:34	今おっしゃられた、添付の5-1-3の4ポツのところについてで すけども、耐震設計の基本
0:33:43	はっきり現況対象の耐震クラスの
0:33:48	基本設計法が耐震設計方針記載してるんですけども、
0:33:54	今おっしゃられたお話ですと、施設の選定の欄で、先ほどの三つ の施設設備ですね、縦貯蔵建屋、
0:34:04	炎上クレーン搬送台車というのがもともと営業許可の欄で除外さ れます。す、Sクラス相当として評価しますよという形で、
0:34:15	なってるんでそこを除外するかもあるんですけども、選定辞退し てるのが、5-1の、
0:34:22	3-1で全部選定をしてるんですけども、その選定の段で、除外し た旨を記載した方がいいのか、今おっしゃられた、
0:34:33	添付の5-1-3の4ポツのところ、設備として抽出してるけど も、
0:34:40	そちらについては、Sクラスホームとして評価を、
0:34:43	するような形の尾根がいいのかちょっと2パターンあるなと思っ て、
0:34:49	確認したときに、確認し、したいのでよろしくお願いします。
0:34:55	規制庁の吉村ですちょっと記載の方法はお任せしたらいいとは思 うんですが、どちらかと言いますと、6件の、
0:35:06	ものについては、基本的には波及的影響の評価を行うということ には変わらないんで、
0:35:13	除外したとかそういう言い方よりもむしろ
0:35:19	すでに許可の方で、例えば、
0:35:22	Sクラスの間接支持構造物に該当するとか波及的影響、
0:35:27	相互影響供養する設備に該当するということを、
0:35:33	で、
0:35:34	明記していただいて、
0:35:37	今現在書かれている、これからこういう波及的影響があるので、 テキスト的なところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:44	そういったものに置き換えていただければいいんじゃないかなというふうに私は思います。
0:35:51	そんな方向でまとめていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。
0:35:56	はい。実際訓練ちょっと浦田です。はい。今一旦お話しいでまとめまして、コメント回答の方で回答いたしますのでよろしくお願い致します。以上です。
0:36:07	よろしくお願い致します。
0:36:09	清とナカノですけど。
0:36:11	再々再コメントにならないよう内容を合意して欲しいんですけど大丈夫ですか今まで。
0:36:27	はい今リサイクルのちょうどアドレスは今、
0:36:31	いただいたお話ですと4ポツのところの部分の記載の部分を見直しを、
0:36:37	やろうと思っております。以上です。
0:36:41	吉村さんもそうなんですけどいいと思いますよ。
0:36:46	わかりました。はい。
0:36:53	これ規制庁の吉村です。続けてよろしいですか。じゃ、
0:37:07	えーとですね管理番号で言いますと、
0:37:11	等、
0:37:14	これが一番、3月16日に回答いただいた部分で、
0:37:19	管理番号で言いますと0309の、
0:37:23	18番という、
0:37:27	番号の質問です。これは
0:37:32	えーとですね金属キャスク及び貯蔵架台の水平2方向及び鉛直方向の地震力。
0:37:40	に対する詳細評価の方法がそこでの
0:37:46	設計用震度の取り方です。回答いただいたものでは固有周期の取り方と、
0:37:53	設計用震度の設定方法を、2項について質問回答いただいておりますが、このうち固有周期に関する、
0:38:05	土肥については代表これです承、了解しました。
0:38:09	で、この回答いただいた中で設計を進路設定について、
0:38:17	これについてちょっともう1回これはですね再コメントさせていただきたいと思います。
0:38:27	コメントの趣旨を少し強い丁寧にならんと説明した方がいいと思いますので少しくどくなりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:33	今から私の考えてるちょっとコメントの、私の方から質問したいコメントの趣旨を説明します。
0:38:41	具体的にはこれいわゆる水平に方法を考慮した場合の、
0:38:47	基準地震動 S_s による地震力の取り方なんですけど、
0:38:53	今回の回答では、
0:39:00	一般的には S_s のとり方は、設計を床をと曲線。
0:39:07	から読み取るミドル値ともう一つは、最大応答加速度能 20%増しですね。
0:39:16	1. 22、
0:39:18	ZPA っていう称してますけど、これの大きい方をとることになってます。これは
0:39:25	5. 4. 7 の括弧 1 項、
0:39:29	これは添付資料の方、添付に当たる部分の 35 ページなんですけど、
0:39:37	水平 2 方向においては、ここにおいても基準地震動 S_s は、
0:39:42	申請設備に関わる耐震設計の基本方針によると、
0:39:47	説明がありますのでこれだけ見ますと水平、従来やってます水平値方向と考え方は同じだなというふうに理解しました。
0:39:59	ただ、そうしますと、これは具体的にどういう評価をしてるかっていうとこれは金属キャスク。
0:40:06	どう、水平 2 方向の評価が、
0:40:11	が記載されてます 5. 3- (1) 項、ページで言いますと 26 ページ。
0:40:17	に当たるわけですが、
0:40:19	ここでは先ほど私申し上げました、床をと設計加速度と最大応答加速度の 20%増しで、
0:40:32	従来はやることになってます。ただ今回水平 2 方向、
0:40:37	この評価の結果は、
0:40:39	この大きいほうを取るのではなくて、
0:40:42	床をと設計加速度のみ、あ、すいません、床をと。
0:40:48	床、先湯川、床応答曲線からいわゆるこういう振動数に基づいて、
0:40:55	3、設定する。
0:40:59	そこから読み取る加速度のみだけを採用してますので、結果として、
0:41:05	水平地区 1 方向で評価している。
0:41:10	X 方向 Y 方向の加速度よりも非保守的な値に、
0:41:17	なってます。
0:41:19	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	今回
0:41:23	なぜこの最大応答加速度の20%町井を、
0:41:28	採用しなかった採用というか、比較の対象にしてないのか。
0:41:32	その数、そうした理由っていうんですかねその根拠について、
0:41:38	説明をしていただきたいと思います。これはもし他施設でそのような適用、また施設の例があればそれを引用していただいても構いませんが、
0:41:49	その妥当性について、
0:41:52	説明をしていただきたいと思います。
0:41:55	それで
0:41:58	合わせての質問なんですけど、今回いただいた回答の中で、
0:42:03	その理由、
0:42:05	となるのかちょっと私、読み取っただけだとわからなかったんですが、
0:42:09	最大応答が同時に発生するものとして評価するためというふうに、
0:42:16	そういうような理由もちょっと読み取れる記載があったんですが、
0:42:21	床夫曲線から算出する最大応答っていうのは、
0:42:27	こういう周キーから基づいて引っ張りますので、保有衆議院がちょっと変動するだけで、
0:42:35	値が変わってしまいます。これは
0:42:39	例えば今回提示していただいたやつでも、
0:42:44	例えばEW方向の最大応答加速度っていうのは、
0:42:49	水平地方方の保有周期に基づいた算出。
0:42:54	サーミスタあたりの方が、
0:42:56	2歩水平2方向で評価した。
0:42:59	加速度よりも大きくなってます。
0:43:03	そういったこともありますので、基本的には従来の一方向と同じように、
0:43:10	最大応答加速度の最大値と比較をした上で、設定か設計加速度を設定すべきと考えますけど、あわせてこれについても、
0:43:22	見解を含めて説明をいただきたいと思います。
0:43:26	ちょっとは説明くどくなりましたが、その趣旨が伝われば、以上のような、
0:43:31	ことについて回答いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	はいR F S 東京事務所牧内です。丁寧な説明ありがとうございます。コメントの趣旨承知いたしましたので、コメント回答にて丁寧説明させていただきます。以上です。
0:43:53	よろしくお願いいたします。
0:44:02	規制庁河村です。7条の地震関係について追加のコメントは以上になります。
0:44:10	続いて、八条の津波関係の追加コメントになります。こちら吉村さんお願いできますでしょうか。
0:44:23	規制庁の吉村です。あと私の方から、
0:44:27	3点ほど、これも以前コメントさせていただいたものに対する再コメントになります。
0:44:38	ですね。
0:44:40	まず1点目なんですけれどもこれは
0:44:46	日付で言いますと3月の18日に回答いただいて、管理表のナンバーで言いますと0113の
0:44:55	11-Aという、
0:44:57	ことでAです。これは仮定物の損傷モード、それから損傷時の落下物の選定に関する、
0:45:06	回答を、その過程について選定の過程について、
0:45:13	確認をしたわけですが、ちょっと回答内容にちょっとその辺触れてないのと、
0:45:20	この件に関してですね
0:45:24	現在これちょっと私の方でコメントしたのはこれ大分前にコメントしたんですが、その後いわゆる建物の、
0:45:34	特に受け入れ区域の損傷モードについては現在ヒアリングにおいて詳細検討、
0:45:41	それから再検討をお願いしていると思いますので、
0:45:45	ここの選定過程についてもですねまず
0:45:50	建物の損傷モードの検討結果が出てから、それに基づいて現在線想定している。
0:46:01	想定。
0:46:03	今回の申請で想定した落下物。
0:46:07	これはいろんなケースあると思います確保鉄骨に、
0:46:12	含んだ
0:46:14	含んでいただきたいと思いますが、まず想定した落下物の選定、
0:46:19	その中からまた承継評価の、実際に対象とするのが天井クレーンと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:25	天井スラブを、いろんな落下の条件を考慮してこの二つに絞って、
0:46:32	選定してますので、
0:46:33	この選定過程について
0:46:37	この損傷モードの検討結果に基づいてもう一度再開再確認をしていただいて、
0:46:44	園田妥当性についてももう一度説明をいただきたいと思います。
0:46:50	それ以上がコメントです。それで前回コメントをいただいて、
0:46:56	言ったんですが、途中で実はコメントをですね、
0:47:00	後で説明します衝撃評価のコメントとちょっと一緒にして途中で分けましたんで、いただいた回答が
0:47:10	コメントの内容と実際いただいた回答がちょっとマッチングしてませんので、
0:47:15	ちょっと内容をもう1回確認していただいて一部、別のコメン等で答える部分の回答になってますので、
0:47:22	ちょっと整理していただいて、回答していただきたいと思います。
0:47:26	1点目は以上です。
0:47:33	えっと三つ本社んです。コメントの方を承知しました。必要な修正検討いたしまして1回凍結いたします。以上です。
0:47:42	すいませんむつ本社のイトウでちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけど。
0:47:47	基本的に今土木建築部門でご説明させていただいている、受入区域の損傷モードについては、
0:47:58	当時って言えばいいのかもしれませんが、
0:48:02	機械側で想定している損傷の状態と、基本的に大きく変わってないと思っています。
0:48:11	それで以前コメントでお返しした内容は、それを踏まえて落下物を想定しておいて、どれが一番影響の大きいものだというふうに変定しているんで、
0:48:22	今足りていないものは、建物の損傷の状態が、今後確定というかですね、したした時点で、基本的には
0:48:32	先ほど申しました通りそれがその以前想定して今のいないものと大きく変わらないのであれば、ご説明する内容もあんまり大きく変わらないと思うんですが、そこをつなげるような形で、お返しすればよろしいですか。
0:48:47	ちょっと規制庁ヨシムラですけど、
0:48:51	最終的に今回どういう、
0:48:54	建屋の倒壊モードになって前回想定してたのと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:59	どう違うのかももう少しちょっと細かいところまでいくんではないかなというふうには、ちょっと期待してるところあるんですけど。
0:49:07	それが最終的に同じ結果に繋がれば同じ結果に繋がるという、
0:49:13	ことが確認していただいて、
0:49:17	もし同じからその流れになって沿って説明していただく形になると思うので、それはその結果を見、
0:49:24	を踏まえて、同じであれば同じようなことが、になりますという ことを説明していただければと思います。
0:49:33	RSむつの伊藤です。承知しました基本的な建物側の状況を踏まえて、
0:49:39	今我々が評価した内容につなげるような形でご回答したいと思います。以上です。はい。その趣旨でよろしくお願いします。
0:49:49	続けて
0:49:51	よろしく、これに関してご意見等、追加の確認事項です。これは
0:49:59	最初の時はこれちょっと一緒にしてたんですが内容がちょっと違いますので、二つに分けさせていただきました。回答はですね、
0:50:07	糖度同じく3月18日の011311-Dで回答いただいて、
0:50:16	きました。
0:50:17	で、ですねこれ
0:50:22	やはりちょっと私、
0:50:24	友野の方で、
0:50:28	ちょっと確認したいという点、点がですね質問から少し読み取れなかったんじゃないかなというところがありますので、
0:50:35	ちょっとこの辺も、少し、
0:50:38	具体的にですね、確認をさせていただきたいと思います。
0:50:43	これ、
0:50:46	改革の内容なんですけど、天井クレーンと、それから天井スラブが衝突したときの衝突力の算定、
0:50:56	の仕方なんですけど、
0:50:57	一応これは保守的に設定されてるということになっておりますが、
0:51:04	それぞれ今からちょっと私の方で説明しますので
0:51:11	ちょっと確認したい点についてご回答いただきたいと思います。まず天井クレーンですね。
0:51:18	天井クレーンの衝突荷重、
0:51:21	これは補足説明資料の方に、
0:51:28	節2の補-0114の甲斐の位置で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:33	細かい計算、相当荷重の設定の考え方が記載されてますが、
0:51:39	その中にですね、例えば十条の 53 ページに簡単ですけど、
0:51:46	一般的な衝突荷重、
0:51:50	同関係式っていうのが、載せていただけてますけど、
0:51:54	これ一、式見ていただければわかると思うんですけど、衝突荷重、衝撃力っていうのは、
0:52:01	荷重が作用する時間が短いほど大きくなるわけですね。
0:52:08	これ F F を基準に書き直すと
0:52:12	主
0:52:13	荷重の作用時間定義ってのは分母側にいきますので、これが小さくなるほどを、荷重が大きくなります。
0:52:21	ということは基本的には変形量が、
0:52:25	小さい。
0:52:27	A系の小さいというのは強度が大きい剛性が大きいという裏返しになりますけど、
0:52:32	それと所得度が大きいということを、
0:52:34	同じエネルギー同じエネルギーに対して、
0:52:41	衝撃力が大きくなるという形。
0:52:44	関係式になるんですが、今回、選定いただいた構成構造、構成部位っていうのが、強度の弱い部分を選定して、
0:52:55	算定されてると、そういう説明になってるんですけど、そうすると、
0:53:00	いわゆる強度が高い部分のショート通に対して、非保守的な計算になるのではないかと。
0:53:09	いうふうに思いますが、この辺どう考えられて設定したのか。
0:53:14	説明をしていただきたいという、いうのがまず天井クレーンに関する確認です。
0:53:19	それからもう一つ、天井スラブに関する確認なんですけどこれは
0:53:24	もともと天井スラブってこれどうやって設定されてるかっていうと、落下エネルギーが大きいというふうに、
0:53:32	大きいんでということで天井面が選定されてるんですけど、
0:53:36	この水平な、
0:53:38	キャスクに相当するときのショート I I
0:53:42	荷重の算定式っていうのが、殊、同じく補足説明資料の中上の 60、
0:53:50	第 4-4-2 表に書かれてるんですけど、
0:53:53	そこに関係式書かれてます。これ落下物がせん断破壊するということを前提にした式なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:00	その中に落下物の質量が反映され、反映されない意識になっちゃうわけですね。
0:54:07	ええ。
0:54:09	逆に言うと落下物の質量に関係なく、衝撃力一定だというふうに、一定の式になってしまうんですけど、
0:54:16	これは破壊を前提にしているからだと思います。
0:54:20	実際、うちの家がもし打ち抜き破壊が生じなかつ
0:54:24	たとしたときに、
0:54:27	キャスクに係る衝撃力、
0:54:30	ただ、この場合はおそらくキャスクの上面で天井スラブが圧縮破壊するときの、
0:54:36	に作用する荷重になると思うんだと思うんですが、これを一応比較していただいて、問題ないということを説明していただきたいと思います。
0:54:46	以上が2点が荷重の算定に関する、私どもの方からのコメントです。
0:54:58	三つ本社みたいで、コメントの方、承知しました。ありがとうございます。
0:55:03	趣旨に沿った場合と、検討しましてこちらも後日提出いたします。
0:55:11	以上です。規制庁の吉村です。よろしくお願いいたします。
0:55:17	大体趣旨を理解していただいたというふうに私も思いますので、次、ちょっと趣旨に合った回答でお願いいたしたいと思います。
0:55:30	次同じく綱ME関係で
0:55:35	再コメン等になります。
0:55:39	これはさ同じく3月18日にいただいた回答で、管理番号でいくと0309-21。
0:55:48	になります。
0:55:49	これは建屋が倒壊した時の除熱機能の、
0:55:55	が維持回復できるのかの確認についての質問ですがこれに関してはちょっと完全に私の方から質問した人と違う答えが返ってきますので、
0:56:06	もう一度改めてコベントウの趣旨を説明したいと思います。
0:56:16	こちらから確認したかったのは、金属キャスクは現在金属キャスクが
0:56:22	損傷したときに、除熱機能がどの程度低下するかっていうのは
0:56:28	今回の申請とか、
0:56:29	今回の確認のコメント回答にあるんですが、私の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:35	質問させていただいた趣旨は、そうではなくて、
0:56:38	金属キャスクってのは基本的にはこれ自然組合で、
0:56:42	除熱されてます。
0:56:44	ただ実際建物が壊れて、損壊物とか表示物が、
0:56:50	によって埋没しますと当然自然空冷自体が、
0:56:55	阻害されると。
0:56:58	これは特に復旧に入るまでの間ですね、復旧に入るまでの間、
0:57:06	にある程度温度、当然埋没してますので温度が上がっていくと。
0:57:12	復旧が始まった後もう0、ある程度の除熱面積を確保することによって、
0:57:20	冷却機能が維持されるという形になると思います。
0:57:23	この間そういう面で除熱制度が阻害されるので、
0:57:29	この期間において、
0:57:32	適切に金属キャスクの除熱機能が維持されているのか。
0:57:37	あとはもう一つは阿部さんの方で想定されている回復期間において、
0:57:44	十分回復可能であるということ、
0:57:47	説明していただきたいと思います。
0:57:53	細かいポイントで言うと例えば、想定されている埋没状態で、
0:57:58	燃料被覆管とか、
0:58:01	あとは
0:58:03	安全機能を輸出してますが、金属キャスクのいろんな構造材料が
0:58:09	ありますけどその許容限界の温度が、
0:58:13	十分確保、守られているかということ、
0:58:15	を説明していただきたい。
0:58:17	それで
0:58:20	このコメントの趣旨、趣旨として、詳細な解析をですね改めてやるということまでは求めてません。
0:58:30	これ例えば
0:58:35	もともとこれ破損損傷した時の埋没状況の設定というのはかなり想定する形になりますので、厳密な計算をやってもどうしても曖昧な部分が出ますので、
0:58:47	現在やられている例えば、評価の中で、
0:58:52	当然埋没しますと自然換気が低下します。当然外気の状態も変わってくると。
0:59:00	それから、キャスクの必要な除熱面積も当然、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:05	想定される範囲で減少していくと、そういったものに対してどの程度の運動、上昇が見込まれるかとか、
0:59:14	それに対して許容限界が、問題ないかといったような形で、評価していただければいい、いいかと思います。
0:59:23	その趣旨で回答検討会等をお願いしたいと思います。
0:59:32	むつ本社のムタです。コメントを承知しました。回答の方、不足した部分を嫌いまして、こちら後日回答で採決いたします。
0:59:43	しておりました。以上です。
0:59:47	規制庁の吉村ですけど。
0:59:50	よろしいですか。
0:59:53	よろしく申し上げます。
1:00:00	規制庁の川村です。よろしければ、続いて十七条の計測制御関係に移りたいと思います。
1:00:12	十四条継続性業について、田仲さん、コメントお願いできますでしょうか。
1:00:20	規制庁の田仲です。
1:00:22	いただいたコメント回答番号の 0209-31 におきまして、
1:00:30	表示警報装置が測定かを記録する機能を有することということについて基本設計方針と、
1:00:38	添付の系統図において合意するという、
1:00:42	では今後回答いただき起こったことについては了解いたしました。
1:00:47	ただし、同様の補正について添付の 12、14 と 14-112 等においても、
1:00:55	ルーティンと言ったソフトウェアの記憶に使う機会がありますので、こちらちょっと見直していただいて、必要があれば、トレイの構成についての検討をお願いしたいと思います。
1:01:06	以上です。
1:01:12	はい。
1:01:13	牟田本社のシライです
1:01:17	先ほどいただいたコメントについて、何か機会内容確認し、修正案について検討した上で、コメント回答という形で
1:01:27	ご回答したいと思います。
1:01:31	以上です。
1:01:32	規制庁の田中です。よろしく申し上げます。
1:01:39	規制庁の河村です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:41	本日お伝えします追加コメントについては以上になります。てなんですけども、ちょっと先日のヒアリングの際に、ちょっと質問の趣旨等の確認の部分で
1:01:57	お互いちょっとかみ合わなかった部分があるということで、担当の方からは、担当の内海の方からはちょっと調整させていただいた事項ではありますけども、
1:02:08	コメント回答ナンバーの、
1:02:12	衛藤 0309 の 15 番 3 月 18 日 2、
1:02:19	回答いただきます廃液槽の件についてコメントの修正の方がございますのでちょっと修正内容だけお伝えさせていただきます。
1:02:32	0309-15 に対する追加コメントですけどもコメントの内容を修正いたしましてコメント回答 0309-15 の回答について、
1:02:42	実態上は家城層が存在しないことは承知しておりますと。
1:02:47	許可整合の観点で許可通りに液体廃棄物の保管廃棄に係る機能が廃棄物貯蔵室で担保されていれば問題ないので許可の変更は不要と。
1:02:57	ここから変更、修正した部分ですけども規許可で設置すると読めるまたは名前が出てくる設備について設工認の中で設置しないものがあれば、
1:03:09	局との整合性は担保されていることを説明した上でその設備が設工認で出てこない理由について、別の補足説明資料で整理して説明すること。
1:03:20	その際同様に許可に記載が出てくる設備で、他にも設工認側に記載が出てこない設備があればそれをまとめて記載することと。
1:03:29	いう内容に、コメントの方を修正させていただきたいと思いません。
1:03:34	こちらについてよろしいでしょうか。
1:03:40	はい。R F S のむつの杉山です。衛藤コメントの主治医と了解いたしました。確認ですけども、当事業評価の方に出ている設備に
1:03:51	関して、
1:03:53	設工認の方に出てくるか来ないかと、というような、洗い出しをして、出てこないんであればそれがなぜ出てこないのか。
1:04:04	あれは、
1:04:06	わざと書かないようにしているというのであれば、その理由を明確にしていくという形で考えておりますけどそれでよろしいでしょうか。
1:04:16	規制庁河村です。はい。その理解でよろしいかと思しますのでご対応のほどお願いいたします。
1:04:24	はい。軽部主務杉山です。了解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:29	規制庁の川村です。続いてなんですけれども、事前にノーコメントのイトウについて、
1:04:40	確認したいといったことを相談受けたものがございますのでそれについてちょっとコメント1の方説明させていただければと思います。
1:04:51	8条の津波関係で、漂流防止設備の差に対して作用する荷重の想定において、
1:05:01	ドラム缶をネットでまとめたものが互いに衝突し合うことについてその荷重の荷重が考慮不要の理由を説明することといったコメント等、以前出させていただいたんですけれどもこちらの内容、
1:05:15	確認させて欲しいということが、相談を受けましたのでちょっと内容を担当の者に確認いたしましたので、
1:05:24	お伝えさせていただければと思います。本日こちらのコメン等なんですけれども担当者が出席できておりませんので、
1:05:34	私の方から読み上げますがそれでもちょっと内容についてわからない部分があるということであれば後程です電話等で、
1:05:45	相談していただければと思います。こちらの、先ほど読み上げさせていただいたドラム缶をネットでまとめたものがお互いに調達し合うことについての、
1:05:57	内容なんですけれども、このドラム缶をネットでまとめたものっていうのの意図なんですけれども、12本のドラム缶をネットでまとめた塊。
1:06:08	をイメージしております。
1:06:11	具体的には廃棄物重宝して保管するドラム缶について申請書の中でネット等の漂流防止設備で、
1:06:20	最大12本のドラム缶をネットで構成としておりまして、廃棄物貯蔵室は最大保管容量がドラム缶100本程度、
1:06:30	であることから、最大数でドラム缶を貯蔵した場合に、12本、1まとまりの
1:06:39	ネットで覆った固まりが複数行存在するような状況が想定されます。その際に、津波が襲来者として、
1:06:49	その12本の1塊の、
1:06:52	その塊同士、
1:06:54	がトナミで動いて互いに衝突しちゃうような可能性がないかどうか。
1:07:01	説明していただきたいと。そう言った場合、もしそういったような状況が生じた場合に、その衝突っていうのは、考慮しなくていいかちょっと、
1:07:13	疑問に思っているといった趣旨。
1:07:16	そういったかのコメントをさせていただいたものということでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:25	内容について同意、どのように考えているかちょっと考え方をお聞きしたいということだったんですけども、これ、
1:07:33	この内容でよろしいでしょうか。
1:07:39	R F Sの盛です。
1:07:42	趣旨、理解しましたのでコメント回答の方で回答したいと思います。
1:07:49	ありがとうございます。
1:07:53	はい。規制庁の河村です。
1:07:56	衛藤。
1:07:57	コメントの修正と事前にご相談いただいたコメント内容についての伝達については以上になります。本日はヒアリングで、お伝えすべき事項は以上なんですけども、
1:08:12	R F S側から何か確認事項等ございますでしょうか。
1:08:20	すいませんある別のスギヤマです。1点だけちょっと確認をさせてください。
1:08:25	先ほどは家城層のところでは事業許可のところでは名称が出てくるものというふうに話がされていて以前もそのようなことで、固有名詞が出てくるものは、
1:08:36	撤去してたんですけども、許可で設置すると読めるものということで今回、床面等が追加されてるんですけど、そこを必要でしょうか。
1:08:49	以上です。
1:08:58	はい。規制庁の河村です。そうですねおっしゃる通りですして許可の方で、こういったものを押せ設けますと、読めるようなものがあればそれらについては整理していただければと思います。
1:09:13	はいR F S物のスギヤマです。ちょっと時間をいただいてそこを整理したいと思います。また令和本文だけでよろしいでしょうか。
1:09:30	はい。規制庁の河村です。おっしゃる意図として添付書類等は見なくてよいかということでしょうか。
1:09:39	はい。R F Sむつのスギヤマですその通りで、本文だけの対象として考えて、添付の6とかは対象外として考えてよろしいかの確認です。
1:09:53	規制庁河村です。ちょっと承知しましたコメン等の方は受け取りまして担当の者に伝えておきます。後程回答させていただければと思います。よろしいでしょうか。
1:10:07	はい。R F Sムタの杉山ですよろしくお願いたします。
1:10:19	規制庁の川村です。他R F S数の方で何もなければ本日のヒアリングについては以上になるんですけども、よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:34	はい。あれ東京事務所のです。東京側から特にございませんので、結構です。
1:10:45	うん。
1:10:47	あれ普通、武藤瀬川のところにございません。
1:10:52	規制庁河村です。はい、ありがとうございます。では一旦ヒアリングの方は終了させていただいて、また行政相談の方に移らせていただきたいと思います。
1:11:04	では本日のヒアリングについては以上になります。ありがとうございました。
1:11:09	はい、ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。